

天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第22号

天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

天理市保育の利用に関する規則（平成27年3月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中「4,500円」を「4,900円」に改める。

第14条を第15条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

（職員の給食費の額）

第11条 保育所に勤務する職員が給食の提供を受ける場合の月額給食費の額は、1回当たり270円の給食費に当該月において給食の提供を受けた回数に乗じて得た額とする。

様式第7号中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

（施行規則）

1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の天理市保育の利用に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に提供を受けた給食に係る副食費及び給食費から適用し、同日前に提供を受けた給食に係る副食費及び給食費については、なお従前の例による。